平成３０年１１月１６日

姫路市子育て世帯家賃低廉化補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、低額所得者である子育て世帯が安心して賃貸住宅に入居し、暮らすことができるよう、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成１９年法律第１１２号。以下「法」という。）に基づき、姫路市に事業登録している住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等のための専用賃貸住宅の賃貸人が、当該専用賃貸住宅に入居する低額所得の子育て世帯の負担を軽減するために行う家賃の低廉化に要した経費の一部につき予算の範囲内で補助金を交付することについて、関係法令及び姫路市補助金等交付規則（昭和４３年姫路市規則第６０号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　住宅確保要配慮者　兵庫県住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画（以下「県供給促進計画」という。）に示す者とする。

⑵　世帯　生計の区別にかかわらず住居を共にする者の集まりをいう。

⑶　子ども　１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいう。

⑷　多子世帯　子どもが３人以上属する世帯をいう。

⑸　子育て世帯　子どもが属する世帯をいう。

⑹　公営住宅　公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）第２条第２号に規定する公営住宅をいう。

⑺　住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅　法第８条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅をいう。

⑻　居住安定援助賃貸住宅　法第４０条第２項第２号に規定する居住安定援助賃貸住宅をいう。

⑼　専用賃貸住宅　住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅又は居住安定援助賃貸住宅

のうち、入居者の資格を住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等（配偶者その他の親族であり国土交通省令・厚生労働省令で定める者をいう。）に限る賃貸住宅をいう。

（補助対象住宅）

第３条　この要綱による補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、専用賃貸住宅のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

⑴　専用賃貸住宅としての管理を開始してから１０年以内のもの。ただし、過去に専用賃貸住宅としての管理をしたことがあるものを除く。

⑵　家賃の額が、近傍同種の住宅（補助対象住宅の近隣に存する規模、構造、設備及び竣工時期が同程度のものをいう。以下同じ。）の家賃の額と均衡を失しない水準のものであるもの

⑶　入居者の選定方法その他賃貸の条件が次のアからオまでに定める基準により、適正に定められているもの

ア　入居者を公募すること。

イ　抽選その他公正な方法により入居者を選定すること。

ウ　入居者が不正の行為によって専用賃貸住宅に入居したときは、当該専用賃貸住宅に係る賃貸借契約を解除することを賃貸の条件とすること。

エ　毎月その月分の家賃を受領すること及び家賃の３月分を超えない額の敷金を受領することを除くほか、入居者から権利金、謝金等の金品を受領し、その他入居者の不当な負担となることを賃貸の条件としないこと。

オ　この要綱による補助金の交付、不交付その他この要綱による措置により変動し得る家賃その他の賃貸に関する条件について、賃貸借契約書又はこれに付する重要事項説明書等に明示していること。

⑷　都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第８１条第１項の規定に基づき作成する姫路市立地適正化計画において同条第２項第２号に規定する居住誘導区域として定める区域内に存する住宅であること。

⑸　住戸の床面積は、４０平方メートル以上であること。ただし、入居する世帯が

ひとり親世帯（子どもを養育している者が１人及び子どもが１人以上属する世帯をいう。）である場合は、この限りでない。

（家賃低廉化の対象となる世帯）

第４条　補助対象住宅に入居する世帯の家賃負担を本来の家賃から低減するための措置（以下「家賃低廉化」という。）の対象となる世帯は、次に掲げる要件のいずれにも該当する子育て世帯とする。

⑴　補助対象住宅となる専用賃貸住宅に居住する前の住居が公営住宅でないこと。ただし、公営住宅から転居せざるを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

⑵　世帯に属する者が、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１４条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号）第３条第３項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。

⑶　過去にこの要綱による補助金の交付を受けておらず、かつ、現に他の制度による家賃補助等を受けていないこと。

⑷　世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

⑸　世帯収入（公営住宅法施行令（昭和２６年政令第２４０号）第１条第３号に定める収入をいう。以下同じ。）が次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額であること。ただし、世帯に属する者の増加その他の事情により市長が特に認める場合は、この限りでない。

ア　令和３年１２月２０日以後に補助対象住宅に入居し、令和１１年３月３１日までに家賃低廉化が行われた多子世帯又は子育て世帯　次に掲げる金額

（ア）多子世帯　１５万８千円を超え２５万９千円を超えない金額

（イ）子育て世帯　１５万８千円を超え２１万４千円を超えない金額

イ　アに掲げる世帯以外の世帯　１５万８千円を超えない金額

⑹　世帯に属する者が、自己の居住の用に供することができる住宅を所有していないこと。

⑺　世帯に属する者が、市税を滞納していないこと。

⑻　世帯に属する者に日本の国籍を有しない者（以下「外国人」という。）を含む場合は、当該外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第２２条第２項（同法第２２条の２第４項において準用する場合を含む。）の規定により永住許可を受けた者、同法第１９条の３第１項の規定により在留カードの交付を受けた中長期在留者並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第３条、第４条及び第５条に定める特別永住者として永住することができる資格を有する者であること。

２　世帯収入の算定は、前年（１月から５月までの間に第７条の規定による申請をする場合にあっては、前々年）の収入により行うものとする。

（補助対象事業者）

第５条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、前条第１項の規定により家賃低廉化の対象となる世帯を入居者（世帯主が賃借人であるものに限る。）とする補助対象住宅が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である場合は登録事業者とし、居住安定援助賃貸住宅である場合は賃貸人とする。

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、家賃低廉化に要した額（その額に１００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）に補助金の交付の対象となる月数を乗じて得た額とする。ただし、１住戸につき１月当たり２５，０００円を限度とする。

２　補助金の交付の対象となる月数は、賃貸借契約に伴う家賃の徴収の始期となる日が月の初日であるときはその月から、月の初日以外の日であるときは翌月から年度末までの期間のうち家賃低廉化を行った月数とする。ただし、次条第２項に規定する通知を受けた者の属する世帯につき連続する７２月を限度とし、家賃の未納により家賃低廉化を行わなかった月を含むものとする。

（家賃低廉化対象要件の確認申請）

第７条　家賃低廉化を受けようとする世帯の世帯主は、補助対象事業者を経由して、子育て世帯家賃低廉化対象要件確認申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添え

て、市長に申請しなければならない。

⑴　入居しようとし、又は入居している世帯全員の住民票の写し

⑵　新たに家賃低廉化を受けようとする世帯にあっては補助対象住宅の契約を行う際に使用する賃貸借契約書の写し、前年度から引き続き家賃低廉化を受けようとする世帯にあっては補助対象住宅の賃貸借契約書の写し。

⑶　第４条第１項第５号に該当することを確認できる書類

⑷　第４条第１項第７号に該当することを証明する書類

⑸　その他市長が必要と認める書類

２　第１０条第１項に規定する補助金の交付の決定（以下、「交付決定」という。）を受けた翌年度以後に継続して家賃低廉化を受けようとする世帯の世帯主は、継続する年度の６月１日から同月３０日までの間に行うものとする。

３　市長は、前２項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、家賃低廉化の対象要件に適合しているかの可否を決定し、子育て世帯家賃低廉化対象要件適合・不適合決定通知書（様式第２号）により、補助対象者を経由して、当該申請に係る申請者に通知するものとする。

（家賃低廉化対象要件の変更承認申請）

第８条　前条第３項に規定する通知を受けた者（以下「家賃低廉化賃借人」という。）は、同条第１項の申請に関する事項に変更が生じたときは、補助対象事業者を経由して、子育て世帯家賃低廉化対象要件変更承認申請書（様式第３号）に変更の内容を確認できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

２　家賃低廉化賃借人が離婚により補助対象住宅を退居した場合又は死亡した場合において、その退去時に家賃低廉化賃借人と同一の世帯に属している者が、退去することなく引き続き当該住宅に居住するため、当該住宅の賃貸借契約を締結したときは、当該者は家賃低廉化賃借人に代わって前項の申請を行うことができる。

３　市長は、第１項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、子育て世帯家賃低廉化対象要件変更承認通知書（様式第４号）により、当該申請に係る申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第９条　補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、子育て世帯家賃低廉化補助金交付申請書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

⑴　新たに家賃低廉化を受けようとする世帯にあっては、当該申請に係る補助対象住宅の契約を行う際に使用する賃貸借契約書の写し、前年度から引き続き家賃低廉化を受けようとする世帯にあっては当該申請に係る補助対象住宅の賃貸借契約書の写し。

⑵　家賃低廉化を受けようとする世帯については、当該申請に係る補助対象住宅の近傍同種の住宅の賃貸借契約書の写し、家賃が掲載された広告その他の家賃を確認できる書類

⑶　補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた翌年度以後に継続して家賃低廉化を受けようとする世帯については、当該申請に係る補助対象住宅の賃貸借契約書の写し

⑷　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、新たに家賃低廉化を受けようとする世帯については、新たに入居しようとする補助対象住宅の賃貸借契約締結前に、交付決定を受けた翌年度以後に継続して家賃低廉化を受けようとする世帯については、継続する年度の４月１日から同月３０日までの間に行うものとする。

（交付の可否）

第１０条　市長は、前条第１項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、子育て世帯家賃低廉化補助金交付・不交付決定通知書（様式第６号）により、当該申請に係る申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により交付の決定をする場合において、必要と認めるときは条件を付することができる。

３　第１項の規定により交付の決定の通知を受けた者（以下「交付賃貸人」という。）は、当該通知の写しを家賃低廉化賃借人に送付しなければならない。

（契約の確認）

第１１条　交付賃貸人は、家賃低廉化賃借人と補助対象住宅の賃貸借契約を新たに締

結したときは、速やかに次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

⑴　入居している世帯全員の住民票の写し

⑵　賃貸借契約書の写し

⑶　その他市長が必要と認める書類

（申請事項の変更承認申請）

第１２条　交付賃貸人は、交付決定を受けた申請に関する事項に変更が生じたときは子育て世帯家賃低廉化補助金変更承認申請書（様式第７号）に変更内容を確認できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、子育て世帯家賃低廉化補助金変更交付決定通知書（様式第８号）により、交付賃貸人に通知するものとする。

３　前項に規定する通知を受けた交付賃貸人は、当該通知の写しを家賃低廉化賃借人に送付しなければならない。

（交付決定の取消し）

第１３条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、子育て世帯家賃低廉化補助金取消通知書（様式第９号）により、交付賃貸人に通知するものとする。

⑴　家賃低廉化賃借人が、第４条第１項に規定する家賃低廉化の対象要件を満たさなくなったとき。

⑵　家賃低廉化賃借人が、入居している補助対象住宅を居住以外の目的に使用し、又は転貸したとき。

⑶　家賃低廉化賃借人が、家賃を３月以上滞納したとき。

⑷　家賃低廉化賃借人が、交付決定を受けた補助対象住宅を退去し、又は入居者若しくは交付賃貸人が、当該住宅の賃貸借契約を解除したとき。

⑸　家賃低廉化賃借人又は交付賃貸人が、偽りその他不正の手段により、交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

⑹　家賃低廉化賃借人又は交付賃貸人が、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

⑺　家賃低廉化賃借人又は交付賃貸人が、この要綱に違反したとき。

⑻　その他市長が相当の理由があると認めたとき。

２　前項に規定する通知を受けた交付賃貸人は、当該通知の写しを家賃低廉化賃借人に送付しなければならない。

（補助金の請求）

第１４条　交付決定を受けた交付賃貸人は、交付決定を受けた年度の４月から９月までの補助金については、当該年度の９月１日から同月３０日までの間に、交付決定を受けた年度の１０月から３月までの補助金については、当該年度の３月１日から同月３１日までの間に、子育て世帯家賃低廉化補助金請求書（様式第１０号）に次に掲げる書類を添えて、市長に請求しなければならない。

⑴　家賃低廉化賃借人が家賃の支払を行ったことを証明する書類

⑵　その他市長が必要と認める書類

（補助金の返還）

第１５条　市長は、第１３条の規定により、交付決定を取り消したときは、子育て世帯家賃低廉化補助金返還請求書（様式第１１号）により、当該補助金の全部又は一部の返還を交付賃貸人に請求することができる。

２　前項の規定により返還の請求を受けた交付賃貸人は、市長が定める日までに、当該補助金を返還しなければならない。

（住替え促進に関する措置）

第１６条　市長は、家賃低廉化賃借人及び家賃低廉化賃借人と同一の世帯である者が、補助金の交付の対象となる期間を経過した後も住生活の安定を図る必要があると認めるときは、当該者が市内の公営住宅に入居することができるようにあっせん等住替えを容易とする措置を講ずるように努めなければならない。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年１１月１６日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年３月１１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年３月１６日から施行する。ただし、様式第１０号の改正規定は同年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年８月５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年９月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年１２月１６日から施行する。